

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、歯切り加工に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の工場において突然倒れ（以下「本件災害」という。）、ただちにC病院に救急搬送され、「右内頸動脈解離、右脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療となった。その後、同年〇月〇日、D病院に転医し「脳梗塞」と診断され、入院加療した。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の診断書によると、同年〇月〇日に本件疾病を発症したとされている。当審査会として、請求人の受診状況及び医学的所見を精査したところ、同医師の診断は妥当であり、請求人は、同日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 業務要因について

ア 異常な出来事への遭遇

請求人は、発症前日において約2時間の時間外労働をしているが、発症日においては定時に出勤し、業務に就いている。請求人と同居している妹の申述から、自宅においても変わりなく生活しており、請求人が本件疾病の発症前24時間以内に発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務

請求人の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同月〇日）の勤務状況をみると、決定書理由に説示のとおり、短期間の過重業務があったとは認められない。

ウ 長期間の過重業務

請求人の発症前1か月間及び発症前2か月間ないし6か月間の勤務状況を見ると、決定書理由に説示のとおり、長期間の過重業務があったとは認められない。

(4) したがって、本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

(5) 再審査請求代理人は、本件災害発生当日に暑さ指数が嚴重警戒レベルを超えており、請求人は熱中症により倒れた旨主張するが、①E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「採血上は脱水所見を認めず、熱中症については不明。〇月〇日午前中に右目の疼痛あり。その際に動脈解離を発症したものであると考えられる。」と述べ、②F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「主治医の意見書では血液検査上は脱水を示唆する所見は認めず、熱中症との確定診断には至っておらず、今回の傷病と熱中症には因果関係はないと思われる。」と述べ、③G医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「脳動脈解離の発症要因として、熱中症は認められておらず、また、救急搬送されたC病院での血液検査結果からも脱水所見は認められない。請求人の脳動脈解離の原因として、熱中症は考え難い。」と述べているところ、当審査会において、改めて、本件における一件記録を精査するも、これら各医師の意見は、医学的にみて不合理なところはなく妥当な見解であると判断されることから、同主張は採用することができない。

この点、本件災害当日の会社作業場の就労環境をみても、決定書理由に説示のとおりであり、十分な熱中症対策が講じられていたものと認められる。

(6) また、再審査請求代理人は、追加意見書等を提出し、請求人は業務中に熱中症を発症し、冷却材による冷却をしたことで本件疾病が引き起こされた旨主張するが、客観的かつ医学的な根拠等の裏付けのない推測的な意見にすぎないものであるから、同主張は採用することができない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。